

## 環境保全センターにおける自己点検評価実施指針

第1 国立大学法人金沢大学自己点検評価規程第5条第1項に基づき、環境保全センターが実施する自己点検評価の指針を次のとおり定める。

第2 環境保全センターの自己点検評価は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備、その他センターの目的達成のために必要な項目、について独自の評価項目を設定し、実施するものとする。

### 【環境保全センター自己点検評価書の構成】

#### 1. 環境保全センターの組織の概要及び運営体制

ア 組織の概要（設置経緯・ミッション・施設の概要など）

イ 運営体制

#### 2. 環境保全センターの自己点検評価

ア 教育及び研究に関する項目

（イ） 教育及び研究の内容及び実施状況（取組み・工夫など）

（1） 環境保全に関する調査及び研究

（2） 環境保全並びに環境保全に関する教育及び訓練に係る査察，勧告，指導及び啓発

（ロ） 成果及び評価結果

（1） 環境保全に関する調査及び研究についての学内における成果及び評価結果

（2） 教育及び訓練に係る査察，勧告，指導及び啓発についての学内における成果及び評価結果

（ハ） 次年度以降の課題と改善点

イ 組織及び運営，並びに施設及び設備に関する項目

（イ） 組織及び運営，並びに施設及び設備の状況

（1） 有害物質に係る廃棄物の処理状況

（2） 廃液処理施設の管理・運営状況

（ロ） 成果及び評価結果

（ハ） 次年度以降の課題と改善点

ウ その他センターの目的達成のために必要な項目

（イ） その他センターの目的達成のために実施した業務の内容及び実施状況（取組み・工夫など）

（ロ） 成果及び評価結果

（ハ） 次年度以降の課題と改善点

第3 環境保全センターの自己点検評価は、実施年から4年を超えない範囲内で行うものとする。

第4 第1から第2に定めるもののほか、認証評価機関が定める評価基準について、常に現状の把握に努め、改善・改革に努めるものとする。

### 附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。